

わた SHIGA 輝く国スポ 競技用具貸付取扱要領

1 趣旨

この要領は、わた SHIGA 輝く国スポ、わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会等（以下「国スポ等」という。）の円滑な運営を図るため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が調達した競技用具について、国スポ等に使用する目的で会場地市町、会場地市町が設立した国民スポーツ大会実行委員会等（以下「市町等」という。）に貸し付ける場合の手続等を定めるものとする。

2 定義

この要領において、「競技用具」とは、県実行委員会が調達した競技用備品および競技用消耗品をいう。

3 貸付手続

- (1) 競技用具の貸付を受けようとする市町等は、県実行委員会に競技用具借受申請書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 県実行委員会は、競技用具借受申請書を受理し、これを審査し、申請の内容を適当と認めたときは、競技用具貸付許可書（様式第2号）を市町等に交付する。

4 引渡し

市町等は、借り受ける競技用具の引渡しを受けたときは、競技用具受領書（様式第3号）を県実行委員会に提出するものとする。

5 使用制限

市町等は、競技用具を国スポ等以外に使用してはならない。ただし、事前に競技用具目的外使用申請書（様式第4号）を県実行委員会に提出し、県実行委員会の競技用具目的外使用承認書（様式第5号）の交付を受けた場合はこの限りではない。

6 権利の譲渡および転貸の禁止

市町等は、県実行委員会の承認を得ないで、競技用具の使用権を第三者に譲渡し、または競技用具を転貸してはならない。ただし、国スポ等の競技会運営を行う者が、競技用具を使用するときは、この限りでない。

7 貸付料

この要領に基づき貸し付ける競技用具の貸付料は、無償とする。

8 管理責任

- (1) 市町等は、保管場所、使用場所および保管責任者を選定し、競技用具が常に良好な状態で使用できるよう責任をもって管理するものとする。
- (2) 市町等は、競技用具を亡失または損傷したときは、直ちに競技用具事故報告書（様式第6号）を県実行委員会に提出するものとする。

9 修理等

県実行委員会は、前項の競技用具事故報告書を受理したときは、事実調査の上、必要な補てんもしくは修理または損害の弁償を市町等に指示するものとする。

10 費用負担

競技用具の借受、運搬、保管、維持管理、修繕、補てん、修理および返還に要する一切の経費は、市町等が負担するものとする。

11 第三者への損害

市町等は、借用した競技用具の使用等により第三者に損害を与えた場合は、市町等の責任においてその損害を賠償するものとする。

12 返還

- (1) 市町等は、借り受けた競技用具を返還しようとするときは、事前に競技用具返還届出書（様式第7号）を使用貸借契約ごとに県実行委員会に提出するものとする。
- (2) 市町等は、競技用具の返還を申し出たときは、県実行委員会の検査を受けた後、県実行委員会の

指定する場所に返還するものとする。

- (3) 県実行委員会は、市町等から競技用具の返還を受けたときは、競技用具返還確認書(様式第8号)を市町等に交付するものとする。

13 調査等

- (1) 県実行委員会は、競技用具の管理状況その他必要と認められる事項について、市町等に報告を求め、または調査し、もしくは必要な措置を指示することができる。
- (2) 市町等が借り受けた競技用具について、不適切な使用が認められるとき、その他、県実行委員会が必要と認めるときは、競技用具の返還、修理等必要な措置を市町等に命ずることができるものとする。

14 補 則

この要領に定めのない事項または疑義が生じた事項については、県実行委員会と市町等が別途協議して定める。

15 附 則

この要領は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。